

45. 20

出願人名義変更届の取扱い

1. 届出書と証明書との関係について

届出書に記載された事項と証明書に記載された事項が一致しない場合は、届出の内容を証明する正確な証明書を提出すべき旨の補正を命ずる。なお、手続書面の全体を勘案して証明書が正確で届出書の誤記と認められる場合は、届出書について補正をすべき旨のなお書きを追加する。

なお、以下に掲げる記名押印を要する証明書に記名押印がない場合は補正を命ずる（特施規様式第18備考19、20）。

2. 権利の承継を証明する書面について

(1) 譲渡証書等には、譲渡に係る出願の番号等の記載、譲渡人及び譲受人双方の記名、譲渡人の押印を求める。

(2) 譲渡人及び譲受人双方で届出がされている場合であっても、譲渡証書等を添付させる。

(3) 同一譲渡人、同一譲受人の場合、一の譲渡証書等による複数件の譲渡に係る証明書の提出は認める。

(4) 相続の場合には次の書面を添付させる。

ア. 被相続人の死亡の事実及び相続人であることを証明する書面（戸籍謄本）

イ. 被相続人又は相続人の本籍と現住所が相違する場合は、その同一性を証明する書面（住民票、戸籍の附票等）

ウ. 相続人の間で遺産分割の協議をした場合は、民法第907条の遺産分割協議書

エ. その他の必要な書面

被相続人と相続人の本籍が相違する場合における相続人の転籍等を証明する書面（ただし、上記ア、イの書面に記載された相続人の氏名及び生年月日が同一であるときは、必要としない。）、相続人である親権を行う父又は母とその子の利益が相反する場合には、民法第826条の規定による家庭裁判所が選任した特別代理人であることを証明する書面、家庭裁判所で遺産分割の審判又は調停がなされたときは、その審判又は調停書の正本等

(5) 法人の合併の場合には、登記事項証明書を添付させる。

(6) 会社分割の場合には、登記事項証明書及び被承継人が記名押印した承継する権利を特定した証明書を添付させる。

3. 同意書について

特許を受ける権利等が共有に係るときは、各共有者は他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない（特33条3項^{※1}）から、作成者（同意者）が記名押印した同意書の添付が必要である（特施規様式第18備考20）。ただし、次の場合は他の共有者の同意があったものとして取り扱い、同

意書の添付は要しない。

- (1) 全ての共有者が同一の他人に譲渡した場合。
- (2) 一部共有者が他の全ての共有者に譲渡した場合。
- (3) 共有者がそれぞれ別の他人に譲渡した場合であっても、譲渡証書等が一通で作成されている場合。

4. 持分の定めを証明する書面について

届出書に持分の定めを記載した場合は、持分の定め的事实を証明する書面又は譲渡証書等の文中において持分の定めについて明らかに記載し作成者（持分の定め的事实を証明する書面においては権利者全員、譲渡証書等においては譲渡人）が記名押印したものを添付させる（特施規様式第18備考20）。

5. 代理権を証明する書面について

- (1) 譲渡による権利の承継（特定承継）の場合は特許法施行規則第4条の3第1項第2号^{※2}の規定により代理人の代理権は書面をもって証明する。ただし、権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもって証明することを要しない。
- (2) 本人の死亡若しくは本人である法人の合併による権利の承継（一般承継）の場合は特許法第11条^{※3}の代理権の不消滅の規定により届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもって証明することを要しない。
- (3) 会社分割による権利の承継の場合は会社の組織的行為として一般承継の形態を採っているが、特許法第11条^{※3}の代理権の不消滅には該当せず、特許法施行規則第4条の3第1項第2号^{※2}の規定により代理人の代理権は書面をもって証明する。

6. 持分の届出又は持分の変更に伴う出願人名義変更届

- (1) 出願時に持分を届け出でなかった場合で、その後持分を届け出るときは、持分の定め的事实を証明する書面（持分契約書等）を添付して、出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載する。
- (2) 出願時に届け出た持分を変更するとき、その事実を証明する書面（持分変更契約書又は持分の一部譲渡契約書等）を添付して、出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載する。
- (3) 上記（1）又は（2）の場合の届出は、新たに権利の承継としての出願人名義変更届を提出する際に、持分の届出をする者についてその承継人欄に持分を記載するとともに持分を証明する書面を提出することにより行うことができる。

7. 省令に基づく押印

- (1) 特許法施行規則様式第18備考19及び20の規定による印は、本人確認できるものでなければならない。具体的には以下ア. 又はイ. の印鑑を使用するものとする。
 - ア. 実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登録済みの印鑑。）
 - イ. 実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印（特許庁

に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（２）イ.
により証明された印鑑。）

（２）特許庁に対する手続において新たな印鑑を使用する場合は、以下の印鑑を証明する証明書等を提出しなければならない。

ア．（１）ア．（実印）の場合

印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後3箇月以内のもの。（以下同じ。））

イ．（１）イ．（実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印）の場合

実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称及び代表者名を記載し証明するもの。）及び実印の印鑑証明書

ただし、令和2年特許法施行規則等改正（令和2年12月28日）より前に特許庁に届出を行った印鑑は、（１）に該当しないものであっても、令和3年末までは、印鑑を証明する書面が提出された印鑑として取り扱う。令和4年1月1日以降は、印鑑証明書の提出を求めることがある。

（改訂令和2・12）

*¹ 特33条3項：実11条2項、意15条2項、商13条2項において準用

*² 特施規4条の3第1項第2号：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

*³ 特11条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項において準用